

雲仙における砂防指定地利活用の最近の進展

長崎大学大学院 フェロー 高橋和雄

第5回ジオパーク国際ユネスコ会議事務局 非会員 杉本伸一

1. はじめに

雲仙普賢岳の砂防指定地は、東京ドーム 122 個分に当たる約 570ha に及ぶ広大な面積を持つ。砂防指定地内は、土砂の流出を助長する一定の行為が禁止もしくは制限されている。しかし、その一部が、雲仙・天草国立公園に含まれており、優良な自然条件を有している。また、住民の生活の場にも近接していることから、土石流の発生が減少した平穏期においては地域住民や自治体から、この空間を地域活性化に役立てるような取組みが求められた。そこで、砂防施設の目的を損なわず、安全性の確保を考えた上で、地域のニーズに応えるとともに、自然環境や地域計画と整合性の取れた利活用を図るために、1995-2004 年にかけて「雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想」¹⁾が策定された。これに基づいて、水無川や中尾川流域では、先進的な利活用がなされた。最近、砂防工事が 90%以上終了して、利活用が本格的にできる状況となってきた。利活用に新たなニーズが生まれ、砂防指定地利活用懇談会が設置され、地域団体と行政機関の意見交換会も開催されている。そこで、本論では利活用の現地調査やヒアリング調査を実施し、砂防指定地利活用の最近の進展と課題を明らかにする。

2. 雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想

砂防指定地の管理は工事中は国土交通省、工事終了後は一般に長崎県であるが、利活用に当たっては、国や県は利活用の場の提供と整地等の簡易な基盤整備しかできない。利活用施設の設置や維持管理は利活用の主体となる町内会、NPO 等である。したがって、利活用に当たっては、国、県、市町、地域との連携が重要になる。利活用の制約、地域環境、地域の活性化の支援のあり方を検討するために、雲仙普賢岳砂防指定地利活用方策検討委員会が 1995 年に設置され、利活用のあり方や方向性について検討した。この結果、水無川および中尾川流域について自然環境や地域特性を反映させて4つの利活用のゾーンが設定されるとも

に、噴火活動で荒廃した地域の緑化の推進、火山との共生のための噴火災害の脅威を伝承する取組みや地域活性化のための拠点整備が盛り込まれた。ついで、具体的な砂防指定地利活用整備計画が検討された。先行的な取組みとして、1991年9月15日の火砕流により焼失した旧大野木場小学校被災校舎の現地保存、水無川の下流部の「われん川」と「ふるさとの森」の整備が挙げられる。砂防指定地内の緑化のための植栽実施計画や管理計画の策定にあたっては関係機関との調整、植栽の専門的検討、除草・施肥等の維持管理等の課題整理が必要であった。緑化には植樹の後の育樹の重要性が認識され、利活用主体の継続的な管理を前提に実施されることになった。利活用構想が策定された時期は、まだ砂防施設の建設が開始された直後であったことと、土石流も発生するおそれがあったので、利活用は水無川下流域に限られた。この間、災害遺構の保存や利活用区域における安全確保に関する検討がなされた。



図-1 砂防指定地の利活用の状況

キーワード：防災、砂防指定地、利活用、住民参加

連絡先：〒852-8521 長崎市文教町1番14号 長崎大学工学研究科 TEL 095-819-2502、FAX 095-846-5781

3. 利活用の本格化

施設整備が進み、利活用が本格的に可能になると図-1と表-1に示すように順次利活用が進められた。

水無川および中尾川の自然環境や生活環境を反映した利活用がなされている。利活用の主体となる組織・団体が必要に応じて結成され、日常的な活用と除草や清掃等の維持管理を行っている。利活用の主体が国土交通省、長崎県および島原市と協定を結んでいる。国土交通省は、利活用を提供し、必要に応じて整地やアクセス通路等の基盤整備を行い、長崎県と島原市が調整と支援をしている。植樹については、ふるさとの復興、ふるさとへの愛着、防災教育の観点から、高校卒業生による植樹、ふるさとの樹木の種子を拾い、苗を育て地元の子供による植樹がなされた。災害遺構については、火砕流で消防団員が被災した北上木場農業研修所跡地が保存され、慰霊の場として活用されている。

広大な砂防指定地を効率的に管理するために、利活用構想に位置づけられた場所において、島原農業高校と連携した山羊や羊による除草の試行、農家の牧草用の草の刈取りを開始している。

4. 砂防指定地利活用懇話会の設置

砂防施設の整備が進んで、利活用できる場所がはっきりしてきたこと、島原半島ジオパークの世界ジオパークへの認定等で新たなニーズが生まれてきた。国土交通省は、表-2に示す構成団体からなる砂防指定地懇話会を設置した。この懇話会で水無川と中尾川流域を上流・下流の4つのゾーンに分けて、地元の意向を把握し、現地調査や実施方策を検討している(表-3)。ジオパークとしての活用のほかに、水無川流域では、安中地区での生活を可能にした清水川の再生を望む意見が多い。噴火による土砂埋没で水源は失われたが、水路は残されているので、水源の確保が課題である。島原市も都市計画マスタープラン等で砂防指定地の花いっぱい活動を計画に掲げ、支援を開始した。

5. まとめ

砂防指定地利活用に当たっては、除草等の維持管理が地元の大きな負担となっており、維持管理費の支援方策、効率的な管理のための基盤整備、牧草・はぜ・梅等の植栽による収入方策等の検討が必要である。

参考文献 1) 雲仙普賢岳砂防指定地利活用方策検討委員会：雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想報告，全39頁，1997.5

表-1 実現した砂防指定地利活用

ゾーン	内 容	組 織・団 体
水無川上流	北上木場農業研修所	上木場災害遺構保存会
水無川下流	ふるさとの森の整備 われん川の復元 安中梅林再生	安中地区まちづくり推進協議会・ NPO 法人島原普賢会
中尾川上流	卒業生による植樹など	雲仙百年の森づくりの会
	緑化活動	ふるさとの木による森づくり ネットワーク島原
	芝桜公園	芝桜公園をつくる会
中尾川下流	多目的広場	中尾川利活用推進委員会

表-2 砂防指定地利活用の構成組織

分 類	組 織 名
地域住民団体	安中地区まちづくり推進協議会、島原普賢会、中尾川利活用推進委員会、大野木場団地自治会、北上木場災害遺構保存会
ボランティア団体	NPO 法人島原ボランティア協議会 雲仙100年の森づくり会
ジオパーク関係組織	第5回ジオパーク国際ユネスコ会議事務局 島原半島ジオパーク推進連絡会議 雲仙岳災害記念館
観光団体	島原温泉観光協会、島原温泉旅館組合
地域全体代表	九州大学島原地震火山観測研究センター (株)ケーブルテレビジョン島原 島原農業高校
行政	島原市、南島原市、長崎県島原振興局 国土交通省雲仙復興事務所

表-3 砂防指定地利活用の新しいニーズ

ゾーニング	利 活 用 の ニ ー ズ
水無川上流	清水川の再生、ジオサイトとしての活用、緑の復元、牧草地
水無川下流	遊歩道の整備、花壇による公園整備
中尾川上流	ジオサイトとしての活用、緑の復元、ハゼ・クヌギの植栽の活用、牧草地
中尾川下流	多目的広場としての更なる活用、導流工の花壇による公園整備